

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年3月12日

【会社名】 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

【英訳名】 Future Venture Capital Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 分 陽 二

【本店の所在の場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古 尾 谷 博 次

【最寄りの連絡場所】 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地
烏丸中央ビル8階

【電話番号】 075-257-2511

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 古 尾 谷 博 次

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 866,400円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して
出資される財産の価額の合計額を合算した金額
14,870,400円
(注)1. 本新株予約権は行使価額固定型であり、行使価額修正
条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異
なります。
2. 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開
示に関する内閣府令第2条第3項第2号の金額通算の
規定により、本届出を行うものであります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権）】

(1) 【募集の条件】

発行数	12個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	866,400円
発行価格	新株予約権1個につき72,200円 （新株予約権の目的である株式1株当たり722円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成22年3月31日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部総合企画課 京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル8階
割当日	平成22年3月31日(水)
払込期日	平成22年3月31日(水)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 京都支店 京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町8

- (注) 1. 平成22年3月11日開催の当社取締役会決議によるものです。
 2. 申込み方法は、申込期間内に申込取扱場所に申し込みをすることとします。
 3. 本新株予約権証券の募集は第三者割当ての方法によります。
 4. 振替機構の名称及び住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により、当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を総称して「交付」という。）する数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、交付株式数は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項に記載される本新株予約権1個当たりの調整後の行使価額で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切上げ、現金による調整は行わない。本新株予約権の目的である株式の総数は、1,200株とする。ただし、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項により行使価額の調整がされる場合、本新株予約権の目的である株式の総数は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数とする。

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、総額14,004,000円(本新株予約権1個当たり1,167,000円)とし、本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、13,000円(発行決議日の前日の終値)とする。ただし、行使価額は本第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1個当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p> <p>取得請求権付株式もしくは取得条項付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	---

	<p>本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。</p> $\text{交付株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整前行使価額}}$ <p>この場合に1株未満に端数が生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項(2)号 の場合は基準日。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>14,004,000円 行使価額は固定型であり、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なります。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 13,000円 ただし、行使価額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」の第 2 項の定めるところに従い調整されるものとする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の資本組入額 6,500円 ただし、本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとする。 ただし、権利行使開始日とは、当社がその指定した銀行口座に本新株予約権者からの払込金の入金を確認した日の翌営業日をいう（当社が銀行口座への入金を確認しない限り、割当日以降においても、本新株予約権者は本新株予約権を行使することは出来ない。）。また、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとし、下記注意書き「3. 本新株予約権の行使制限」に定める行使停止期間の指定があった場合には当該行使停止期間を除くものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 管理部総合企画課 2. 取次場所 該当事項はありません。 3. 払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 京都支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の前日までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込金額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。 なお、本新株予約権者が第三者に本新株予約権を譲渡する場合には、本新株予約権の行使にかかる条項を含む本契約上の新株予約権者の地位が譲受人にも承継される。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の行使に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使指示

当社は、大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の行使価額の 130% を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、当社は、新株予約権者に対し、本新株予約の全個もしくは一部の行使を指示（以下「行使指示」といいます）することができる。行使指示を受けた新株予約権者は、10 取引日以内に当該行使指示に係る本新株予約権を行使することとする。

2. 本新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、その選択により、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から 5 営業日前までに事前通知を行い、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」に記載の行使請求の受付場所に提出することにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有する。

3. 本新株予約権の行使停止

- (1) 当社は本新株予約権者に対し、15営業日前までに書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間(以下「行使停止期間」という。)を指定することができる。ただし、行使停止期間として指定可能な期間は平成25年2月末日までとする。
- (2) 本注記「本新株予約権の行使制限」(1)号にかかわらず、当社が上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に基づく取得条項を行使する旨の通知を行った場合、当該通知が発せられた日以降、本新株予約権者は保有する本新株予約権の全部を自己の自由な裁量により行使することができる。(なお、金融商品取引所の定める有価証券上場規程、同施行規則等のルールの中での対応を行う。)

4. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記「新株予約権の行使期間」に定める行使請求期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第1項に記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が本項第(1)号に定める口座に入金された日に発生する。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株式に係る株券を発行しない。

6. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の内容及び本新株予約権に係る総額買受契約証書の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を72,200円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は上記「新株予約権の行使時の払込金額」第1項記載のとおりとする。

7. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,870,400	1,300,000	13,570,400

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記発行諸費用の内訳は、主に信用調査費用及び書類作成費用であります。

3. 発行諸費用には、第6回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行及び同日にその発行を決議した第三者割当により発行される株式(以下、「本株式」という。)の双方に関して発生した費用が含まれております。その費用のうち、按分が困難である費用については、本新株予約権に係る発行諸費用に加算して計上しております。なお、本株式の発行と本新株予約権の発行に係る差引手取概算額は次のとおりであります。

	払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
本新株予約権	14,870,400	1,300,000	13,570,400
本株式	31,509,000	1,700,000	29,809,000
合計	46,379,400	3,000,000	43,379,400

(2) 【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

今回行う資金調達額は、本新株予約権の発行による新株予約権の発行価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額14,870,400円に、本株式の発行価額の総額31,509,000円を合算した、総額46,379,400円となります。

上記資金調達額のうち本新株予約権の手取概算額13,570,400円につきましては、当社が管理・運営する既設の投資事業組合であるFVCグロース二号投資事業有限責任組合への出資金に充当する予定であります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
FVCグロース二号投資事業有限責任組合への出資金	13,570,400円	平成22年～平成24年

(注)1. 本新株予約権及び行使による手取金の額 13,570,400円

(a) FVCグロース二号投資事業有限責任組合への出資金 13,570,400円

本株式の発行による調達資金と同じく、FVCグロース二号投資事業有限責任組合への出資金に充当することを予定しております。本新株予約権は行使指示条項付ではありますが、本新株予約権の行使期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までとなっております。本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期は、原則として、新株予約権者の判断によることとなります。

2. 本新株式の発行による手取金の額 29,809,000円

(a) F V C グロース二号投資事業有限責任組合への出資金 27,000,000円

ベンチャー企業にとって、経営環境が悪化し一段と厳しさを増している状況において、この環境を生き残り将来有望な企業を選別するためにも慎重な投資審査が求められます。その状況の中、当社の投資件数や投資金額は低下しつつあり、投資事業組合からの出資のペースは落ちております。一方で、当社の中核事業でありますベンチャー企業への投資活動を着実に推進するためには、投資の進捗に合わせて、出資を約束した資金額上限まで投資事業組合に資金を払い込む必要があります。その支払い時期は、今後の投資進捗によるなど流動的であるため、本新株発行による調達資金の支出予定時期は平成22年内としております。

(b) 運転資金 2,809,000円

具体的には、当社経費削減の一環として平成22年2月から3月にかけて着手した京都本社事務所縮小レイアウト変更工事の代金の支払の一部に充当いたします。

3. 支出時期までの資金管理につきましては、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理を行う予定であります。

4. F V C グロース二号投資事業有限責任組合の概要については次のとおりであります。

設立日	平成19年1月24日
存続期限	平成28年12月31日 (2年を超えない範囲で延長が可能)
出資金総額(コミットメント総額)	1,900,000,000円
払込済出資金額 (全出資者キャピタルコール済分)	950,000,000円
当社持分割合 (金額)	52.6% (出資金総額1,900,000,000円のうち1,000,000,000円)
当社持分未払込出資金額 (平成22年3月11日現在) キャピタルコールに応じて 今後当社の払込が必要となる金額	496,445,760円
出資金運用内容	主に幅広い業種の国内ベンチャー企業に分散投資され、また、当社が運用する地方ファンド等に出資

調達する資金使途の合理性に関する考え方

今回調達された資金は、主に投資事業組合への出資金、一部、運転資金に充当する予定であります。

従来、当社では、投資事業組合の出資金の多くに借入金を充当しておりました。しかし、投資事業組合の出資金に充当された資金は、長期間にわたって当該投資事業組合の活動資金として拘束され、且つ投資資金回収の時期は流動的であることなどから、投資事業組合の出資金の財源を借入金とすることは当社財務基盤を不安定とするため、最近では、投資事業組合の出資金には、自己資金や株主資本といった安定資金を充当する方針をとっており、今回の調達に関しても、同様の方針をとるものです。

資金充当先であるFVCグロース二号投資事業有限責任組合につきましては、出資約束金額枠までの金額につき、投資事業組合にとって必要な時期に分割して資金を払い込む方式であるキャピタルコール方式をとっております。FVCグロース二号投資事業有限責任組合に対しましては、平成21年12月に第三者割当増資により調達した資金に加えて、今後、当該投資事業組合の投資活動の進捗により、更に当社は出資約束資金を払い込む必要があり、今回の第三者割当増資によって調達する資金に関しましても、主に当該投資事業組合への資金に充当する予定です。

当社は、当社の運営する投資事業組合からの安定的な収入としての管理報酬や、将来投資資金が回収された後に出資者へ支払われる分配金、キャピタルゲインに対する成功報酬などを得られることとなります。また、当社の借入金の返済原資ともなります。従いまして、投資事業組合へ充当された資金は、当社にとって長期間にわたって収益の安定化および将来的な利益拡大に寄与することとなります。

このような考えから、かかる資金調達は当社の企業価値向上を図る上で不可欠であり、その資金使途は合理的であると判断いたしました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	マーチャント・バンカーズ株式会社 (以下、「MBK」という。)
本店の所在地	東京都千代田区内幸町1-1-1 帝国ホテルタワー
直近の有価証券報告書等の提出日	<p>有価証券報告書 事業年度85期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日） 平成21年6月25日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度86期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日） 平成21年8月13日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度86期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日） 平成21年11月12日関東財務局長に提出</p> <p>四半期報告書 事業年度86期第3四半期（自平成21年10月1日至平成21年12月31日） 平成22年2月12日関東財務局長に提出</p>

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	当社普通株式1,284株を保有しております。
人事関係		取締役会長兼CEOの古川令治氏が当社執行役員に就任しております。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		平成22年1月28日業務提携契約を締結しております。

(注) 当事会社間の関係は、平成22年3月12日現在のものです。

(3) 割当予定先の選定理由

MBKは、日本と中国とを結ぶマーチャント・バンキング事業及び両国のシナジーを活かしたオペレーション・マネジメント事業を中核とする大阪証券取引所市場第二部に上場する企業であり、当社の業務提携先であるとともに、当社株式の3.0%を保有する株主であります。MBKは、本株式の割当予定先であるTOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED（以下、「TNHL」という。）を当社に紹介するなど本株式の発行及び当社と割当先との将来的な協業に向けて一定の寄与があり、また今回、MBKに対して本新株予約権を割り当てることにより、当社の企業価値向上がMBKの企業価値向上にも繋がることから、同社にとって当社の事業発展に向けて協力するインセンティブとなり、当社との協業への同社のコミットメントが強化されることが期待できることなどを勘案し、両社の事業発展に向けた連携を一層強化することにつながると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

(4) 割り当てようとする新株予約権の目的である株式の数

当社普通株式 1,200株

(5) 株券等の保有方針

本新株予約権の譲渡には当社取締役会の決議による承認を要するものとして、本新株予約権の譲渡制限を定めています。M B Kは、当社の業務提携先であります。本件新株予約権については、市場動向を勘案しながら、適当な時期にこれを行行使し、新株予約権の行使により取得した当社株式を市場にて売却する意向である旨の表明を受けております。

本新株予約権の割当日（平成22年3月31日）から2年間以内に、本新株予約権またはその行使により取得した当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の表明を受けております。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるM B Kにおきましては、金融商品取引法に基づき有価証券報告書の提出義務を負っており、割当予定先が提出した直近の金融商品取引法に基づく法定開示書類により、当該割当予定先が、本新株予約権の発行価額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来においても同関係を有しないことについて、当社ルールに基づき独自の与信調査を行うとともに、割当予定先との面談や現状の財務状況、取引状況を確認し、海外にもネットワークを保有する国内の第三者調査機関や海外信用情報等の調査業務を行う企業による調査資料を入手した上で、判断いたしました。また、割当予定先からは反社会的勢力等とは一切関係がないこと、また将来におきましても同関係を有しないことの確認書を受領しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額(払込金額)は、当社から独立した第三者機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウントティング(以下、「CAA」という。)に新株予約権の価値の算定を依頼した上で、CAAの価値分析報告書の結果を参考にして決定しております。CAAは、本新株予約権の行使価額、その他の本新株予約権の発行要項、当社と割当予定先との間で今後締結する予定の本新株予約権の総額買受契約証書(以下「本契約」という)に定められた内容を考慮のうえ、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考として、価値分析報告書を作成しております。当社は、当該価値分析報告書を参照にした上で、本新株予約権1個当たりの発行価額(払込金額)を866,400円(1株当たり722円)といたしました。

なお、CAAは、平成22年3月10日時点で、428株(議決権比率1.0%)の当社普通株式を保有しておりますが、議決権比率も小さいことなどから、当社経営者からは独立し、その影響はないと判断しております。当社は、CAAの株式は、過去及び現在においても一切保有しておりません。

本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移に鑑み、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(平成22年3月10日)の大阪証券取引所ヘラクレス市場が公表した当社普通株式の普通取引の終値11,000円を参考とし、行使価額を11,670円(アップ率6.1%)といたしました。本新株予約権の行使価額は、本株式の発行価額と同一価額であります。以上のことから、当社は、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、本新株予約権は、昨今、その商品性などについて、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び目的株数の双方が固定されていることから、将来的な当社株式の市場株価の変動による潜在株式数の変動はなく、既存株主の方々の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。ただし、株式発行や分割などの一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数は、「新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に記載される調整式に基づき調整されます。

なお、本株式及び本新株予約権の発行価額及び払込金額、発行数量及び株式の希薄化の規模につきましては、全監査役に対し、事前に検討用資料を送付し、内容を理解し、質問を受け付けることができる時間を確保いたしました。その上で、本株式及び本新株予約権の発行決議に係る平成22年3月11日の決議を行う取締役会の開催に先立ち、社外監査役含む監査役全員から、発行数量及び株式の希薄化の規模は、適正かつ妥当であり、また、本株式及び本新株予約権の発行はいずれも有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。その後、同日開催の取締役会において十分に審議のうえ、出席取締役5人のうち、全員の賛成により本株式及び本新株予約権の発行が決議されました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本株式の発行は、平成21年12月25日に新株式の発行を行ってから6ヶ月を経過しておりませんので、希薄化の計算におきましては、平成21年12月に第三者割当増資により発行した株式数と通算して希薄化の計算を行います。平成21年12月の新株式発行前の発行済株式総数34,507株に対し、平成21年12月の発行株式数8,462株及び本株式の発行による新株式数2,700株と、本新株予約権に係る潜在株式数1,200株を合わせて算出した希薄化の規模は、35.8%となります。（なお、本新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動は見込まれません。）昨年12月の増資と通算した希薄化率が25%以上であることから、独立第三者からの意見として、社外監査役を含む全監査役の意見を得ております。

< 希薄化率の計算 >

平成21年12月25日第三者割当新株発行前発行株式数	34,507株	・・・
平成21年12月25日第三者割当新株発行による発行株式数	8,462株	・・・
前回(平成21年12月25日新株発行時)希薄化率() × 100	24.5%	・・・
本株式発行による増加株式数	2,700株	・・・
本新株予約権発行による増加潜在株式数	1,200株	・・・
通算希薄化率{ (+ +) ÷ } × 100	35.8%	・・・

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
川分 陽二	滋賀県彦根市	2,851	6.6%	2,851	6.1%
TOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED	Ground Floor, Skelton Building, Road Town, Tortola, British Virgin Islands			2,700	5.8%
古川 令治	東京都千代田区	2,570	6.0%	2,570	5.5%
マーチャント・ バンカーズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-1	1,284	3.0%	2,484	5.3%
賀川 正宣	兵庫県神戸市灘区	1,802	4.2%	1,802	3.8%
関西サービス 株式会社	東京都中央区日本橋1丁目8番18号	1,800	4.2%	1,800	3.8%
藍澤証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目20-3	1,620	3.8%	1,620	3.5%
藤原 洋	東京都杉並区	1,300	3.0%	1,300	2.8%
坂本 友群	兵庫県尼崎市	1,286	3.0%	1,286	2.7%
有限会社ヤマカワ	神奈川県相模原市相原3丁目30-22	1,250	2.9%	1,250	2.7%
計		15,763	36.7%	19,663	42.0%

- (注) 1. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
2. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成21年9月30日現在の株主名簿を基準に、平成21年12月25日に実施した第三者割当による新株式発行で増加した株式数を加えて算定しております。また、「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本株式の発行2,700株に本新株予約権の目的である株式の総数1,200株を加えて算定しております。
3. 平成21年8月20日に当社役職員に割り当てられたストック・オプションとしての新株予約権については、平成23年8月20日までは権利行使できないことから考慮しておりません。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社は、平成10年の創業以来、資金を必要とする有望な企業家の夢の実現を支援するという経営理念の下、日本国内のベンチャー企業への投資・育成支援業務を営んでおります。しかしながら、昨今のわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化による景気水準の悪化から、持ち直しの動きが一部で見られるものの、自律的な回復といえる状況には至っておりません。また、企業の生産活動水準は低いままであり、設備や雇用に対する調整圧力が依然として残っております。こうした企業部門の厳しい状況を受けて、雇用者の報酬も減少する中、個人消費も総じて伸び悩むなど、依然として厳しい環境が続いております。当社におきましても、新規上場市場の低迷や上場審査の厳格化などが原因で、投資先企業が上場を延期、又は中止したこと、サブプライム問題等による投資家心理の冷え込みから、新規のファンド募集が困難な環境に至り、計画したファンド運用規模を実現できなかったこと等により、平成19年3月期、平成20年3月期、平成21年3月期と3期連続して当期純損失を計上し、平成22年3月期第3四半期連結累計期間におきましても、当期純損失を計上いたしました。

このような環境の中、当社は「投資先企業価値の向上」と「経営の安定化」を最重点課題とし、事業を推進しております。「投資先企業価値の向上」を実現する一つの方策として、平成22年1月28日には、昨年12月に行った第三者割当による新株式の引受先であるMBKと業務提携契約を締結いたしました。今般、同社の仲立ちにより、中国の事業家や投資家とのネットワークを有するAuthorized Representative, WONG Chi Kin, Tommy(以下、「トミー・ウォン氏」という。)が代表を務めるTOTAL NETWORK HOLDINGS LIMITED(以下、「TNHL」という。)に対し、第三者割当により新株式を発行することといたしました。また、MBKに対し、新株予約権(行使価額固定型)を割り当てることといたしました。これは、今般、MBKは本株式の割当先であるTNHLを当社に紹介するなど本株式の発行及び当社とTNHLとの将来的な協業に一定の寄与があり、他方、当社としては、MBKから、今後の当社との協業に対してコミットメントを高めたいという理由などから新株予約権を引き受けたいという要望がなされたことを勘案の上、その目的、インセンティブとしても、MBKに対する本新株予約権の発行は、当社の企業価値向上に資するものであると判断しております。

今後は、トミー・ウォン氏、TNHL、MBKの有するネットワークを活用していくことで、当社の運営する投資事業有限責任組合の投資先であるベンチャー企業に対しては、中国を含む東アジア地域での事業展開、新規上場などといった価値向上の支援実施を図り、また将来的には、これらの地域の投資家に対するファンド募集活動などを行っていきたいと考えております。

また、本件によって得られた資金は、今後、当社が払い込む必要のある投資事業有限責任組合に対する出資金や現在進めているコスト削減などに必要な資金を確保する目的もあります。こうしたことから、本件は、当社の経営基盤の安定化、企業価値向上に資すると考え、本株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

(2) 当該資金調達を選択した理由

当社は、平成19年3月期以降3期連続して当期純損失を計上し、平成22年3月期第3四半期連結累計期間におきましても、当期純損失を計上するなど、株主資本の毀損状態が続き、財務基盤の安定化は当社として喫緊の課題でありました。また、資金調達におきましても、当社を取り巻く環境が厳しく収益状況が低迷する中、取引金融機関からも早期の自己資本の補強をするように言われており、借入による調達は難しいという状況です。一方で、当社の中核事業であるベンチャー企業投資を円滑に行うための投資事業有限責任組合への払込資金の確保は必要であります。従いまして、当面取り巻く環境は厳しさが続き、借入による資金調達が難しい中、事業推進に必要な資金を確保するために本株式及び本新株予約権を発行することにいたしました。本株式等の発行により、平成21年12月25日の新株発行と合わせて、通算で35.8%の株式の希薄化となりますが、これら一連の新株式の発行を通じて当社の財務基盤は強化されました。調達した資金が当社の運営する投資事業有限責任組合の出資に充てられることを通じ、それらの資金が当社の安定的な収入である管理報酬を生むとともに、将来的には投資資金が当社の利益の源泉でもあるキャピタルゲインが得られることが期待され、また本新株予約権の発行については、今回の割当先との協業によって新たな収益が見込まれる等、収益安定化および将来的な利益拡大にも寄与することを目指すものです。規模に関しましても、極力最低限の必要資金を確保するようにして、希薄化の規模を抑制に努めております。また、本新株予約権については、当社の機動的な調達に資するような条項（例えば行使指示条件）も含めております。従いまして、当社は、今回の本株式及び本新株予約権の発行に関し、企業価値向上を図り、株主価値の向上に寄与すると考えられることから、本件の発行数量は必要かつ合理的であると判断いたしております。

(3) 企業行動規範上の手続きに関する事項

今般の第三者割当増資に関して、当社は、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性および相当性に関する意見を入手し、それに基づき、本件第三者割当増資について、経営者から一定程度独立した社外監査役に対し、本件第三者割当の必要性および相当性について、意見を求めました。手続きとしては、外部弁護士や本新株予約権の評価を行う第三者機関などの専門家のアドバイスを踏まえて当社が作成した資料を事前に送付し、本件第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行の内容を理解し、その内容について質疑があれば回答をできるよう一定の期間を確保した上で、平成22年3月11日の取締役会開催前に監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、その発行目的および理由、調達資金の額、用途および支出予定時期、発行条件、割当先の選定理由、増資後の株主構成および持株比率、業績への影響の見通し等を助案し、本件第三者割当増資は必要かつ相当との意見を入手しております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年6月25日）以降、本有価証券届出書提出日（平成22年3月12日）までの間において下記の内容の追加がありました。

また、「事業等のリスク」には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成22年3月12日）現在において判断した事項であります。

< 増資及び新株予約権の発行による株式の希薄化 >

当社は、平成22年3月11日開催の取締役会において、第三者割当増資及び新株予約権の発行（以下「本件」）を決議いたしました。

本件の目的は、会社の財務基盤は強化し、その資金が当社の安定的な収入である管理報酬を生み、将来的には投資資金が当社の利益の源泉であるキャピタルゲインとなることによって、長期間にわたる収益安定化および将来的な利益拡大に寄与することにあります。

しかしながら、本件による新株式の発行規模は、平成21年12月25日に発行した第三者割当増資と通算し、さらに同日に発行する新株予約権の潜在株式を含め、議決権の35.8%相当であり、株式の希薄化が生じることとなります。

2. 資本金の増減

組込情報である有価証券報告書（第11期事業年度）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載の資本金は、本有価証券届出書提出日現在、次の通り変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増加額（千円）	残高（千円）	増加額（千円）	残高（千円）
平成21年12月25日	49,375	1,961,311	49,375	675,762

（注）第三者割当（発行価格11,670円、資本組入額5,835円）による新株の発行によるものであります。

主な割当先 古川 令治 2,570株
 賀川 正宣 2,570株
マーチャント・バンカーズ株式会社 1,284株

3. ストック・オプションとしての新株予約権発行の件について

(1) ストック・オプションとしての新株予約権発行に伴う臨時報告書の提出について

当社は、平成21年7月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催の第11回定時株主総会において承認されました「ストック・オプションとしての新株予約権発行の件」について、具体的な発行内容を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成21年7月30日付で臨時報告書提出いたしました。

(報告内容)

銘柄

フューチャーベンチャー株式会社第5回新株予約権証券

発行数

1,997個

なお、各新株予約権の目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当を含む、以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。また、かかる調整は、当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

発行価格

無償

新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

未定

新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

当社普通株式 1,997株

ただし、上記により各新株予約権の行使により発行する（発行に代えて自己株式を移転する場合を含む、以下同じ。）株式数が調整される場合には調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

未定

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、行使価額の調整は以下のとおりとする。

- a. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(または株式併合)の比率}}$$

- b. 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

新株予約権の割当日

平成21年8月20日

新株予約権の権利行使期間

平成23年8月21日から平成30年8月20日まで

新株予約権の行使の条件

- a. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- b. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りでない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- c. 新株予約権の譲渡、質入その他処分及び相続は認めない。
- d. その他の行使条件については、当社第11回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとする。

新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

未定

- a. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からa.に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得勧誘の相手方(以下、「勧誘の相手方」という。)の人数及びその内訳

当社取締役	5名	1,205個
当社監査役	3名	295個
当社従業員	43名	497個
合計	51名	1,997個

勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社の提出会社との間の関係
該当事項はありません。

勧誘の相手方と提出会社との間の取り決め内容

当社と新株予約権の付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(2)ストック・オプションとしての新株予約権発行に関する内容の確定について

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、平成21年7月30日に提出いたしましたストック・オプションとしての新株予約権発行に関する臨時報告書の内容につき、「新株予約権の行使により発行する発行価額の総額」、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」、「新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額」が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、平成21年8月20日付で臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

(訂正事項)

訂正箇所は_を付して表示しております。

4. 新株予約権の行使により発行する発行価額の総額

(訂正前)

未定

(訂正後)

29,615,510円

6. 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(訂正前)

未定

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、以下のとおりとする。

新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット - 「ヘラクレス」における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(後略)

（訂正後）

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり14,830円とする。

（後略）

10. 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

（訂正前）

未定

（後略）

（訂正後）

7,415円

（後略）

4. 特定子会社の異動について

(1)フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合の解散に伴う臨時報告書の提出について

当社の特定子会社である「フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合」につきましては、平成21年12月29日において期間満了に伴い解散しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、平成22年1月4日付で臨時報告書提出いたしました。

（報告内容）

当該移動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、出資の額及び事業の内容

名称	フューチャー・ブイビー投資事業有限責任組合
住所	京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル 8 階
無限責任組合員の名称	フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
及び代表者の氏名	代表取締役社長 川分 陽二
出資の額	594百万円
事業の内容	国内の未上場企業の株式等への出資

当該異動の前後における当該特定子会社の業務執行の権限のうち、当社が有する業務執行の権限の割合

異動前	100%
異動後	

当該異動の理由及びその年月日

異動の理由	当該特定子会社（投資事業組合）の清算終了に伴い、当社の特定子会社ではなくなりました。
-------	--

異動年月日	平成21年12月29日
-------	-------------

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年6月25日 近畿財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第11期)	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	平成21年8月6日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月10日 近畿財務局長に提出
四半期報告書の 訂正報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月10日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1」に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行とのコミットメントライン契約から手形による借入に契約を変更するとともに、業務提携先の証券会社より新規借入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京 都 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員	公認会計士 山 本 眞 吾 印
指定社員 業務執行社員	公認会計士 高 井 晶 治 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、平成21年5月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を中止することを決議した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社
取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 重要な会計方針7(2)に記載されているとおり、会社は従来、会社が管理・運営する投資事業組合への出資金に係る会計処理について、組合の事業年度末（または中間会計期間末）における資産、負債及び同期間に発生した収益、費用に対応して、会社の出資持分割合に応じて計上するとともに、組合が保有する時価のある営業投資有価証券の評価差額については、組合の事業年度末（または中間会計期間末）における残高に対する同日の時価に基づいた会社の出資持分割合に応じて計上していたが、当事業年度末から、会社の決算日における組合の仮決算による財務諸表に基づいて計上する方法に変更した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行とのコミットメントライン契約から手形による借入に契約を変更するとともに、業務提携先の証券会社より新規借入を行っている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、平成21年5月21日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行を中止することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高井 晶治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載されているとおり、会社は短期借入金及び1年以内に返済予定の長期借入金の合計額が1,536,310千円となっており、返済期日後の契約については主要金融機関と交渉中であることから、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営者の対応等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は取引金融機関2行との間で借入金の借換えを行うため平成21年1月29日に金銭消費貸借契約を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本 眞吾 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 佳和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。